

今年1月、スイスのダボス世界フォーラムが、日本は毎年61万6000人の外国人労働者・移民を受け入れないと、少子高齢化が加速し労働力不足が深刻になり、経済活動と生活水準の低下すると警告したと一部で報じられた（日経新聞2004年1月24日朝刊）。長期滞在者の受け入れを前提とした「移民受け入れ政策」を日本も設定する必要があるとの声も高まりつつある。オーストラリアがそのためによい参考例となるだろう。

移民国家オーストラリアの移民政策の歴史

オーストラリアは1788年に英国から約750名の囚人流刑者を輸送した「第1船団」が、現在のシドニーに到着し、流刑植民地をつくり上げて以来、英国系白人国家として成長してきた。それ以来今日まで、定住・永住者の受け入れを前提に国民国家を形成してきた。単なる労働力政策としての移民受け入れではなかった。今後もその方針に変わりはない。現在でも年間8～10万人を目処に計画的に移民を受け入れている。

日本では入国管理政策と呼ばれるオーストラリアの移民受け入れ政策の歴史は、①有色人移住に対して19世紀前半の放任的な時代、②19世紀後半から20世紀半ばまでの有色人移住制限期、そして、③今日の非差別的移住政策と多文化主義の時代に大きく三つに分けられる。まず、第1船団入植より19世紀半ばまでは、放任的な移住政策期であった。といっても、アジア・太平洋に進出していた独仏蘭露などの西欧列強からの白人入植者は締め出していた。大陸を英国のものとしたかったからだ。しかし、植民地の労働力不足を補うため、インドや中国そして南太平洋諸島から実験的移住が行われていた。

有名な「白豪主義」の導入は、1850年代以降大陸東南部を皮切りに、各地で金鉱が相次いで発見され、世界中から一攫千金を狙う移住者が増大したことから

生まれた。そのなかに大量の中国人移住者がいた。彼らは、金鉱地帯では白人金鉱夫と金をめぐり衝突するとともに、後にオーストラリアに定住して、低賃金労働者として白人経営の企業や鉱山に就職すると、白人移住労働者は自分たちの生活が脅かされると不安を抱き、低賃金で勤勉なアジア系移住者の排斥を求めた。

当初、白人企業家や経営者は、植民地白人労働者の賃金を下げたいため、有色人労働を歓迎した。だが、白人労働者の労働組合の反対の高まりや、19世紀後半は同質的な国民文化と公用語をもつ古典的国民国家形成を求めるナショナリズムが世界的に普及しつつあった時代だったので、白豪主義が定着した。オーストラリア連邦が成立した1901年に連邦移住制限法を機軸とする白豪主義政策が制度化された。

白豪主義国家オーストラリアから 多文化主義国家オーストラリアへ

白豪主義は、第二次世界大戦後の1960年代まで続いた。連邦移住制限法は、表立って有色人を制限していないが、アジア・太平洋地域からの有色人の移住を防ぐため、ヨーロッパ言語（後に英語のみ）の書き取りテストを導入し、制限を課していた。国内在住の有色人定住者の市民権（参政権と土地所有権）は否定され、南太平洋諸島人は送還された。

この白豪主義を終了させた理由の第1は、戦前からの少子高齢化の進展を原因の一つとする第二次世界大戦後の労働力不足を補うために、ヨーロッパから移民・難民を大量に受け入れ多文化社会になったこと。第2は、かつての宗主国英国が1973年にECに加盟し、経済的にも軍事・外交的にも太平洋離れし、オーストラリアはニュージーランドとともにアジア・太平洋地域との関係を強化せざるを得なくなったこと、第3は、1960年代には米国の公民権運動の影響もあり、国内

表1 出生地別オーストラリア人口の変遷 (1901～2000年)

	(単位：千人)							
	1901(a)	1947(a)	1954(a)	1961(a)	1971(a)	1981(b)	1991(b)	2000(b)
イギリス・アイルランド	679.2	541.3	664.2	755.4	1,081.3	1,175.7	1,244.3	(c)1,164.1
ニュージーランド	25.8	43.6	43.4	47.0	74.1	175.7	286.4	374.9
イタリア	5.7	33.6	119.9	228.3	288.3	285.3	272.0	241.7
旧ユーゴスラビア	n.a.	5.9	22.9	49.8	128.2	156.1	168.0	210.0
ベトナム	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	(d) 0.7	43.4	124.8	174.4
中国	29.9	6.4	10.3	14.5	17.1	26.8	84.6	168.1
ギリシャ	0.9	12.3	25.9	77.3	159.0	153.2	147.4	141.2
フィリピン	n.a.	0.1	0.2	0.4	2.3	15.8	79.1	123.0
ドイツ	38.4	14.6	65.4	109.3	110.0	115.2	120.4	120.2
インド	7.6	n.a.	12.0	14.2	28.7	43.7	66.2	110.2
マレーシア	n.a.	1.0	2.3	5.8	14.4	32.5	79.9	97.6
オランダ	0.6	2.2	52.0	102.1	98.6	100.5	100.9	90.6
南アフリカ	n.a.	5.9	6.0	7.9	12.2	28.0	55.8	80.1
レバノン	n.a.	n.a.	3.9	7.3	23.9	52.7	78.5	79.9
ポーランド	n.a.	6.6	56.6	60.0	59.5	62.1	69.5	68.3
インドネシア	n.a.	n.a.	3.6	6.0	7.7	16.4	35.4	67.6
アメリカ	7.4	6.2	8.3	10.8	26.8	30.6	49.5	65.0
香港 (e)	0.2	0.8	1.6	3.5	5.4	16.3	62.4	56.3
海外出生者合計	852.4	743.2	1,285.8	1,778.3	2,545.9	3,110.9	3,965.3	4,517.3
オーストラリア	2,908.3	6,835.2	7,700.1	8,729.4	10,173.1	11,812.3	13,318.8	14,639.8
総人口計 (f)	3,773.8	7,579.4	8,986.5	15,508.2	12,719.5	14,923.3	17,284.0	19,157.0

注) (a) 国勢調査 (b) 推定人口 (各年6月30日現在)。 (c) アイルランド除く。 (d) 1971年にはカンボジアとラオスを含む。

(e) マカオ含む。 (f) 1901～1971年には、不明、航海中を含む。

(出典) 『オーストラリア年鑑』2003年版。

における人権重視の動きが強まり、先住民や女性などのマイノリティによる異議申し立てがおきると同時に、白豪主義が批判されたことにある。

白豪主義が1960年代より70年代にかけて、なし崩し的に廃止される頃より、中東・東南・東アジアからの移民・難民が増え文字通りに多文化社会となり、フレイザー連邦政府(1976～1983年)は、1978に非人種差

表2 オーストラリアの移住者第1世代と第2世代の人口 (1996年国勢調査) (単位：千人)

	海外出生者	第2世代 オーストラリア人	合計
イギリス	1,072.6	1,444.5	2,517.0
イタリア	238.2	333.9	572.1
ニュージーランド	291.4	200.0	491.4
旧ユーゴスラビア	175.4	131.3	306.7
ギリシャ	126.5	153.9	280.5
ドイツ	110.3	139.3	249.6
オランダ	87.9	142.5	230.4
ベトナム	151.1	46.8	197.8
レバノン	70.2	82.6	152.8
アイルランド	51.5	95.1	146.6
中国	111.0	40.2	151.2
フィリピン	92.9	35.2	128.1
インド	77.6	43.8	121.3
マレーシア	76.3	30.6	106.8
南アフリカ	55.8	28.1	83.9
合計	3,901.9	3,365.5	7,267.4

(出典) 『オーストラリア年鑑』2003年版。

別的な移民制度を導入するとともに、1980年代より本格的な多文化主義政策を導入した。

多文化主義国家の 移民援助・統合政策

最後に多文化主義社会の非差別的移民政策について紹介したい。

非差別的な移民政策といっても、そこにはオーストラリアの国益につながる移住者を入れたいとする強い意志が働くのは当然であり、短期的な外国人労働者ではなく、国民国家形

成・発展に必要な永住者が優先される。オーストラリアが白豪主義を採用したのは、同質的国民国家を形成するためだった。今日でも相変わらず永住が優先されるが、毎年、受け入れ総数枠が決定されると、移住者は大きく三分類されて、選別される。

①労働力・企業家移民カテゴリー：労働力として役に立つ人や企業家など経済力のある人が優先される。これには、非差別的移住政策の目玉であるポイント制度が適用され、英語力、教育歴、仕事の経験や就職先からの移住推薦の有無、労働需要の有無、年齢・壮健さ、所持金(貯金)の大小に従って点が与えられ、高得点のものから移住許可される。企業家移民の場合は、携行する資本額が多いほど優先される。

②家族呼び寄せカテゴリー：上記のカテゴリーで移住した人々の家族呼び寄せも重要である。家族呼び寄せがままならないと、労働力・企業家移民も移住に遑巡してしまう。原則としてポイント制度の適用はないが、若い者が優先される。

③難民・人道的移住受け入れカテゴリー：政治的難民や政治的難民に近い人々(経済的難民を含む)の人

道的な観点からの受け入れである。

現在では、8～10万人を毎年受け入れている。およそ第1のカテゴリーが50%、第2のカテゴリーが40%、そして第3のカテゴリーが10%となっている。

なお、以上のような政策を実施すると、若くて英語が得意な人々とその家族が優先される。今日では、若くて英語の得意なアジア系移住者が移住者の3～4割を占めている。オーストラリアや欧米先進諸国への留学経験者が多い。そのため留学者の増大に連邦政府は熱心である。

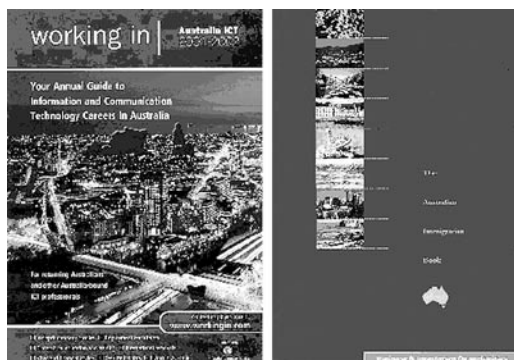
その結果、1970年代後半から80年代にかけて大量に移住したインドシナ難民の第2世代に加えて、東南および東アジア系住民も増大している（表1、2参照）。それは白豪主義終了後とくに顕著となっている。もはや白豪主義時代の同化主義的な定住・国民統合政策は通用しない。その結果、現在では多文化主義が採用されている。それは移民・難民の文化・言語の維持・発展を認め、必要に応じて政府が財政援助を行うと同時に、伝統的なオーストラリアの国民文化を豊かにするものであると公式には論じられている。具体的には、以下の3つの政策によって成立する。

①**移民・難民への定住支援と社会参加支援**：移住者への財政的生活援助や住宅の提供、24時間電話通訳サービス、公共施設での多言語表記、無料成人英語教育の実施などを含む。これには制度的差別の禁止のため人種差別禁止法の制定も含む。

②**移民・難民の文化・言語の維持**：エスニック・スクールやエスニックテレビ・ラジオの認可と援助、エスニック・コミュニティの福祉活動・文化活動への資金援助、エスニック・ビジネスや多文化フェスティバルの奨励も行われている。

③**異文化間コミュニケーションと文化交流政策**：国民への多文化・多言語理解教育と国民への多文化社会の周知徹底と偏見・差別の除去啓蒙活動が含まれる。そのため連邦多文化・多言語テレビ・ラジオ放送局(SBS)が設立されている。

移住後の支援政策には以上のように、移民・難民が自由に社会参加し、労働力として貢献できる環境を整



左はIT労働者の移住を促すブックレットの表紙
右は一般移住の案内の表紙

備すること、また、移民・難民の文化・言語維持は、いずれ彼らの言語力が移民・難民の出身国との経済貿易関係発展のために役立つとの期待や、エスニシティの観光資源（中華街・イタリア人街のプロモーション）としての利用など、国益・経済的観点から強化されている。

移民・難民はかわいそうな人々ではなく、貴重な人的資源・文化資本として処遇されている。移民・難民の経済的潜在力をいかに活用するかという観点から多文化主義が実施されているという点は、最近の移住政策を考える際に見逃せない観点である（これは経済的多文化主義である）。その結果、現在のオーストラリアでは、IT労働者を世界各地から勧誘するために、多文化主義社会オーストラリアの魅力を最大限に利用している（上記のIT労働者勧誘用ブックレット表紙参照）。

ところで、経済的観点あるいは国益が重視されるのは、異文化・異言語移住者の急速な増大に不安を感じる国民を説得し、理解を得るための手段でもある。だが他方で、その行き過ぎは難民や人道的移民や家族呼び寄せ移住者（とくに高齢者父母）の移住抑制につながりやすいので、現在のハワード政権による経済合理主義にもとづく移民政策には批判も強い。実際、経済的観点から、移住の際の手続き費用や、移住に先立っての供託金の支払いも実施され、日本からの移民申請でも、留学生や労働力・企業家移民が優先されること、手続き費用の上昇が目立っているとの報告もある。